

# 支払いが終了した規約型DBにおける 手続きの明確化(DB)

|     |      |      |      |      |     |
|-----|------|------|------|------|-----|
| 対象先 | DB年金 | 厚生基金 | DC   | 退職金  | その他 |
| 内容  | 法令通知 | 財政運営 | 資産運用 | 会計基準 | その他 |

ご参考にDB年金以外のお客様にもお送りしております。

## ポイント

- ▶ 支払いが終了したDB年金<sup>1</sup>における手続きが明確化されました。  
(通知改正<sup>2</sup>)
- ▶ 支払いが終了したDB年金の取扱いは、先般の財政運営基準等の見直し<sup>3</sup>により規約に記載することで残余財産を事業主へ返還することも可能とされておりますが、この支払いが終了した場合の規約型DBにおける手続きが明確化されたものです。
- ▶ 今回の改定により、規約の承認取り消し手続き<sup>4</sup>の際に、新たに定められた「支払終了報告書」を提出することとされました。

- 1 全ての受給権者等に対して年金又は一時金の支給を完了し、また、加入者が存在せず、かつ新規に加入者が発生しないDB年金
- 2 「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号  
上記通知改正に伴い地方厚生局宛の事務連絡発出、生保契約に係る通知改正(「確定給付企業年金制度について」の一部改正)が行われておりますが、内容は割愛します。
- 3 年金ニュース [No.285](#) ご参照
- 4 下表ご参照

### < DB年金の終了手続きの概要 >

|                                | 規約型  | 基金型  |
|--------------------------------|--|--|
| 任意解散<br>(DB法第83条第1項第1号・第2項第1号) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働組合等の同意が必要(DB法第84条)</li> <li>・厚生労働大臣宛の終了の承認申請が必要(DB則第97条)</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・代議員会の定数の3/4以上の多数による議決が必要(DB法第85条)</li> <li>・厚生労働大臣宛の解散の認可申請が必要(DB則第98条)</li> </ul> |
| 規約の失効<br>(DB法第83条第1項第2号)       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主の死亡、法人の消滅等の場合に厚生労働大臣宛に届出が必要(DB法第86条)</li> </ul>   | -  |
| 規約の承認取り消し<br>(DB法第83条第1項第3号)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・制度の継続が困難と認める場合、<b>支払いが終了した場合等に厚生労働大臣が規約の承認を取り消す</b>(DB法第102条第3項・第6項)<br/><b>今回定められた支払終了報告書を提出</b></li> </ul> | -  |
| 解散命令<br>(DB法第83条第2項第2号)        | -  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・制度の継続が困難と認める場合等に厚生労働大臣が解散を命ずる(DB法第102条第6項)</li> </ul>                              |

以上